

平成 24 年 10 月 23 日
健 康 福 祉 局

障害者虐待防止相談ダイヤルの設置について

1 概要

本年 10 月 1 日からの障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行に伴い、障害者虐待防止に関する相談、広報啓発などの取組みを推進する一環として、障害者虐待防止相談ダイヤルを設置するもの。

2 障害者虐待防止法について

（1）目的

障害者に対する虐待が、尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた方の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障害者の権利の擁護に資すること。

（2）障害者虐待の種類

- ① 養護者による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ③ 使用者による虐待

（3）虐待に該当する行為

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任
- ⑤ 経済的虐待

3 障害者虐待防止相談ダイヤルについて

- ① 設置日
平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）
- ② 設置場所
健康福祉局健康福祉部障害企画課内（青葉区国分町 3-7-1）
- ③ 電話・F A X 番号及び相談時間
平日（9 時から 17 時まで） 電話番号 022-（214）-8551
F A X 番号 022-（214）-8552
- ④ 相談体制
障害企画課及び障害者支援課職員により対応
- ⑤ 広報
市政だより 10 月 1 日号に掲載するとともにホームページ及び広報チラシ等により周知

障害のある方が、
家族・親族や同居している人から、
障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員から
事業主から

“虐待”を受けている

虐待に気づいたらお電話を！



障害者虐待防止相談ダイヤル

TEL 214-8551（平日午前9時～午後5時）

FAX 214-8552

たとえば、こんなことが虐待にあたります。

障害のある方に対して、

- ・暴行（殴る・蹴る・つねるなど）を加える、正当な理由なく身動きが取れない状態にする。
- ・無理やり（同意と見せかけて）わいせつなことをしたり、させたりする。
- ・ぶじょくする、拒絶する言葉や態度で傷つける。
- ・食事や入浴、洗濯などの世話や介助をほとんどしないで、心身を衰弱させる。
- ・本人の同意を得ずに財産や年金、賃金などを使う。日常生活に必要な金銭を与えない。

※相談は、以下の電話番号でも受け付けます。



青葉区障害高齢課	電話 225-7211 (代)	宮城総合支所保健福祉課	電話 392-2111 (代)
宮城野区障害高齢課	電話 291-2111 (代)	秋保総合支所保健福祉課	電話 399-2111 (代)
若林区障害高齢課	電話 282-1111 (代)	精神保健福祉総合センター	電話 265-2191
太白区障害高齢課	電話 247-1111 (代)	障害者更生相談所	電話 219-5311
泉区障害高齢課	電話 372-3111 (代)	北部発達相談支援センター	電話 375-0110
		南部発達相談支援センター	電話 247-3801